

〔論文〕

暗号資産（仮想通貨）をめぐる法規制

——法律を変えた重大事件4——

佐久間 修

大阪大学名誉教授・弁護士

要 旨

近年、しばしばマスコミで話題になる暗号資産は、当初、仮想通貨と呼ばれていました。しかし、幾つかの不祥事が重なったこともあり、現在では、値動きの激しい投資対象の一つとされています。暗号資産は、発行主体や管理者のないブロックチェーンにより構成されるため、マネーロンダリングや詐欺に利用される例が少なくありません。また、サイバー攻撃によって交換業者の保有する資産が大量に流出した事件も続いています。わが国では、資金決済法や金融商品取引法により対処してきましたが、利用者の保護に向けた法整備は道半ばであって、国際的な動向も定まらないまま、その取引量は増加する一方です。

キーワード：暗号資産，仮想通貨，資金決済法，金融商品取引法，マネーロンダリング

Cryptoassets or virtual currency in criminal law:

Controversies as legislative fact (Part 4)

Osamu SAKUMA

Professor Emeritus
Osaka University

1 マウントゴックス社事件

マウントゴックス (Mt. Gox) 社は、東京を拠点とした「仮想通貨」取引所 (交換所) です。2013 (平成25) 年頃には、全世界のビットコイン取引の7割を占めるようになりました。ところが、2011 (平成23) 年2月には、同社のサーバーがハッキングされて、保有資産であるビットコインや預かり金の大半が流出したほか、同年6月にも、ハッキングによる不正な流出が判明したため、入出金が停止されています。さらに、2014 (平成26) 年2月には、出金が大幅に遅延したうえ、ビットコインの払い戻しが完全に停止して、その価格が暴落したこともあり、多くの利用客が本社ビルへ押し寄せる騒ぎになりました。

そもそも、旧経営陣から事業を引き継いだ時点で、利用者のビットコインが不正に引き出された形跡があり、その後も、利用者の金銭を会社名義の銀行口座で管理するなど、両者を分別していませんでした。結局、マウントゴックス社は、払い戻しの停止から1か月後に破綻しましたが、この事件を契機として、2016 (平成28) 年から「仮想通貨」に対する法規制が始まりました。なお、本件では、ハッキングによる流出被害だけでなく、経営陣の不祥事も重なっており、交換業者のリスク管理やコンプライアンスも問われました。同社の実質的経営者Mは、私電磁的記録不正作出・供用罪 (刑161条の2) や、業務上横領罪 (刑253条) などで起訴されています。

2 その後の刑事裁判

刑事裁判では、マウントゴックス社の代表取締役であるMが、21回にわたり、同社のサーバーコンピュータ内にある取引仲介システムにアクセスして、米ドル口座の残高を3350万ドルも増加させたり、30万ビットコインを増額させたりするなど、虚偽の記録を入力・保存した点で、事実証明に関する電磁的記録を不正に作出して、人の事務処理の用に供したと認定されました。

第一審判決によれば、この取引システムでは、利用者の口座残高に相当するビットコインが同社管理下のブロックチェーンに存在すべきこと、また、実際にビットコインの受送付がある場合に限って、利用者の口座残高を増加させるべきであり、銀行口座に送金することなく、その残高を増加させる旨の情報を入力したり、およそビットコインを送付せずに、その金額を増加させるべく記録を改ざんしたりする行為は、取引システムの設置運営主体である同社の意思に反しており、Mに与えられた権限を越えることされました (東京地判平成31・3・15LEX/DB)。

また、控訴審でも、マウントゴックス社の役割は、上記の取引システムを用いて機械的かつ公正・公平に利用者間の売買仲介をおこなうことであり、ブロックチェーン上に存在しない架空のビットコイン取引をすることは、利用規約にない事務処理であるとして、被告人側の控訴を棄却しています (東京高判令和2・6・11高等裁判所刑事裁判速報集 (令2) 号180頁)。最高裁も、被告人による上告を棄却しました (最決令和3・1・27LEX/DB)。

3 私電磁的記録不正作出と横領・背任

なるほど、弁護人によれば、唯一の包括的業務執行者のMは、同社と人格的に同一であって、Mの行為は会社の意思に基づく以上、虚偽の電磁的記録ではないとされます（同旨、和田・後掲455頁以下）。しかし、仮想通貨の交換業者は、取引の仲介をおこなうだけであり、利用者同士の直接取引を反映させるべく、上記の取引システムを設置・運営するため、「何の制約もなくその処理に供する電磁的記録の内容を決定できるものではなく、法令や契約関係等により制約を受け」ることになります。

その意味で、「設置運営主体との関係において、記録作出の関与権限がないのに、あるいはその権限があってもこれを濫用し、設置運営主体の意思に反して、本来その権限の範囲内では作ることが許されない記録を作出する行為」が処罰されるのは当然でしょう（上記の東京高判令和2・6・11参照）。また、電磁的記録不正作出罪の成否は、文書偽造罪と異なり、作成者の人格的同一性だけで決まるわけではありません。さらに、Mは、自らの行為の痕跡となるデータを削除するなど、隠ぺい工作もしています。

他方、Mが、マウントゴックス社の預金口座から、顧客の振込入金を自己名義の口座に移動した行為は、同社のMに対する一時的な貸し付けであって、業務上横領罪にあらず、その余の出金についても、経営判断としての合理性を否定できないこと、図利加害目的や財産的損害もなかったため、特別背任罪（会社法960条）は成立しないとされました。

4 仮想通貨とは何か？

いわゆる「仮想通貨」は、当初、支払手段の一つとして考案されました。2008（平成20）年10月、「サトシ・ナカモト」氏がインターネットに公開した論文がキッカケとされます。その代表格はビットコインであり、しばらくして、ビットコイン・キャッシュやライトコイン、ソラナ、リップルなどが、次々と登場しました。2010（平成22）年には、ビットコインを両替できる取引所が設立されています。

従来の法定通貨であれば、国家（または、その共同体）が発行主体となりますし、プリペイドカードであれば、やはり発行者であるカード会社が、その財産的価値を保証しています。ところが、仮想通貨では、ネットワーク上の全取引を記録した分散台帳が共有されることで、データの改ざんを防止しており、移転元の送信したデータが参加者全員によって共有されることで、仮想通貨の増減が新しく記帳される仕組みになっています。これが、いわゆるブロックチェーンないし分散台帳型システムと呼ばれるものです。

5 ブロックチェーンの特性

こうした仮想通貨には、特定の発行主体が存在しません。また、ビットコイン取引では、利用者の

ビットコイン残高が増減するだけであり、各銀行口座にある金銭の残高が変わるわけではなく、ブロックチェーン上にあるビットコインの変動も生じません。しかし、利用者が金銭の返還やビットコインの送付を請求することで、取引所（交換業者）が利用者のビットコインアドレスに送付したり、利用者の銀行口座に送金したりして、実際の変動が生じることになります。

しかも、仮想通貨を移動させる場合、移転元と移転先の人間が直接にデータのやり取りをする必要はありません。また、個々の仮想通貨を表章する特定のデータがあるわけではなく、全体として、どれだけの仮想通貨であるかが問題となるだけです（武内・後掲12頁）。技術的にはさまざまな説明があるものの、肝腎なことは、発行主体や責任主体が存在しないため、後述するような多数のリスクがある点です。

6 「入庫請求権」と「出庫請求権」

こうした仕組みを「入庫請求権」および「出庫請求権」として、分かりやすく説明した文献があります（竹内・後掲52頁以下）。それによれば、利用者は「暗号資産（仮想通貨—筆者注）の移転を目的とする債権者」であり、債務者である暗号資産交換業者に対して、自らが保有する暗号資産の受け入れを請求したり（入庫請求権）、すでに預けておいた暗号資産を指定のアドレスに送信するように請求したりする権利（出庫請求権）があります。

まず、入庫請求権では、①暗号資産交換業者が、移転必要情報（秘密鍵）に係る入庫用のアドレスを利用者に提示します。これに対して、②利用者は入庫用アドレス向けの移転取引内容（数量など）のデータを組成した後、その移転データに移転必要情報で署名したうえ、ノードへ送信することにより、③ブロックチェーン内で暗号資産の種類ごとに移転取引の真偽が検証された後、ノードによってチェーンの分散台帳に記録されることとなります。

つぎに、「暗号資産の移転」にあっては、①利用者が自らの暗号資産を送信する相手方のアドレスと「出庫」すべき数量を通知することで（出庫請求）、②これを受けた暗号資産交換業者は、その通知に従って出庫先アドレスへの移転取引を組成した後、移転必要情報（秘密鍵）により署名したうえでノードへ送信します。これに応じて、③暗号資産の種類ごとに移転取引の真偽を検証する手順を経て、ノードからブロックチェーンの分散台帳に移転取引が記録されるというわけです。

7 成立した法律——2016年の資金決済法改正

2016（平成28）年には、マウントゴックス社事件が契機となり、プリペイドカード等を規制する「資金決済に関する法律（資金決済法）」を改正して、「仮想通貨」を法規制の対象に取り込みました（平成28年法律第62号）。この時点では、仮想通貨も、法定通貨や外国通貨、通貨建て資産と並ぶ支払手段の一つとみなされており、仮想「通貨」という名称になりました。本改正法は、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」によるものですが、世界に先駆けた仮想通貨の法規制であったといえます（2017年4月1日施行）。

かつて2010（平成22）年に制定された資金決済法は、①デジタル決済手段に関して、①前払式支払手段（発行者）、②資金の移動（事業者）、③資金の清算（機関）などを明記したほか、主として利用者保護の充実や適切なサービスの実施を図るものでした。しかし、2016年の法改正では、従前の前払式支払手段や通貨建て資産とは別に、同法2条5項において、仮想通貨に係る詳細な規定を設けています。

それによれば、仮想通貨とは、①物品やサービスの購入・提供の代価として不特定の者に使用できることに加えて、不特定の者を相手方として購入・売却できる財産的価値であり、②電子機器類に電子的方法で記録されるほか、③電子情報処理組織により移転できるものと定義されます。ただし、④法定通貨や通貨建て資産は、仮想通貨から除外されています（改正法2条5項1号）。これらは「1号仮想通貨」と呼ばれます。つぎに「2号仮想通貨」として、不特定の者を相手方として、1号仮想通貨と交換可能であって、かつ、電子情報処理組織を用いて移転できる財産的価値も、仮想通貨と定義されています（改正法2条5項2号）。

前者は、ビットコイン（発行上限あり）やイーサリアム（イーサ、発行上限なし）などであり、後者は、これらと交換できるアルトコインなどです。

資金決済に関する法律（2016年改正法による）

第2条（定義） この法律において「前払式支払手段発行者」とは、次条第6項に規定する自家型発行者及び同条第7項に規定する第三者型発行者をいう。…（省略）…

5 この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの …（以下省略）…

8 仮想通貨と電子マネーとの違い

上記の定義によれば、特定の者（発行業者や使用可能な店舗等）により発行される前払式証券や電子マネーなどは、仮想通貨にあたりません。しかも、不特定人を相手方とすればよく、多数人でなくてもよいので、一般に流通する必要はありません（武内・後掲11頁）。

もっとも、ここで注意すべき点は、同法2条5項1号が「本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く」と明記したように、消去法が用いられたことです。また、電子的記録の機能面に着目した定義規定にとどまり、その法的性質を何ら明らかにするものではありません（竹内・後掲43頁以下参照）。おそらく、今後も新しい仮想通貨が登場するのを想定して、積極的な定義づけを避けたのでしょう。

実際、法定通貨と連動させたステーブルコインや、特定の発行主体によるセキュリティトークンなどが、次々と産み出されました。

しかし、ビットコインなどの仮想通貨では、発行主体や管理者が存在しないため、トラブルがあった場合の責任の所在が不明です。また、ブロックチェーンを構成する参加者は、匿名であることが多く、詐欺やマネーロンダリングなどに悪用される例も少なくありません。さらに、サイバー攻撃に遭うリスクはもとより、交換業者が不正を働く可能性も否定できません。実際、仮想通貨の交換業者から、保有資産が大量に流出して破産するにいたった例があります。その場合にも、利用者は、所有権に基づく取戻権を行使できません（東京地判平成27・8・5LEX/DB、マウントゴックス社事件民事判決）。

資金決済に関する法律（2016年改正法による）

第63条の2（仮想通貨交換業者の登録） 仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。

第107条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第7条の登録を受けないで第三者型前払式支払手段（第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。第3号において同じ。）の発行の業務を行った者

二 不正の手段により第7条、第37条又は第63条の2の登録を受けた者 …（省略）…

五 第63条の2の登録を受けないで仮想通貨交換業を行った者 …（以下省略）…

9 交換業者の登録制と資産の分別管理

上述した2016（平成28）年の法改正では、仮想通貨の交換業者を登録制にしており（同法63条の2以下）、仮想通貨の売買・交換やそれらの媒介・取次ぎ・代理のほか、こうした行為に関連して利用者の金銭管理をおこなう取引所なども法規制の対象となりました。そのほか、利用者保護に向けた説明義務や資産の分別管理を明記していますが、この時点では、利用者の金銭を普通の銀行に預貯金することもできました。

また、マネーロンダリング対策として、仮想通貨の交換業者が、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」の特定事業者に追加されました。それにともない、利用者の口座開設時に本人確認義務を課しています。そもそも、インターネットを通じて大量の資金を迅速かつ容易に移転できる仮想通貨は、匿名による不正な資金移動に利用されるリスクが高いといえます。たとえば、ビットコインの場合、同一のユーザーが複数のアドレス（公開鍵のハッシュ値）を生成できること、匿名通信技術（Torなど）の発達もあって、かりに購入履歴から名寄せをすとしても、ユーザーの属性を推定することさえ困難であるとされます（宇根・後掲129頁以下）。

こうした追跡困難性や匿名性の問題は、2015（平成27）年のG7エルマウ・サミットの首脳宣言でも問題視されており、国際的なマネーロンダリングを取り扱うFATF（Financial Action Task Force、

金融活動作業部会）からも、適切な法規制が求められていました。

10 続発する流出事例——コインチェック社事件

さて、その後も仮想通貨の流出事件が相次いだことで、交換業者等の管理態勢の不備が明らかになりました。たとえば、2016年5月のThe DAO事件では、ICO（Initial Coin Offering）で資金調達をする会社から、大量の仮想通貨（イーサリアム）が盗まれています。また、2018（平成30）年1月のコインチェック事件では、ホットウォレットに保管中のNEM（ネム）が盗難に遭ったほか、同年9月のテックビューロー事件でも、同じくホットウォレットにあったBitcoin（ビットコイン）が盗まれています。いずれも、交換業者が顧客から預かった資産をオンライン状態のホットウォレットで管理したという、セキュリティのずさんさが招いたものでした。ここでは、コインチェック事件の概要をみておきましょう。

コインチェック株式会社は、2014（平成26）年から運営を開始したビットコイン取引所サービスでした。2018年1月26日の夜、同社が保有する仮想通貨のうち、ネム建ての顧客資産がクラッキングにより外部へ送金されました。その後、これらが別口座へ移転されることで、ほぼ100%が流出しています（合計5億2630万NEM）。被害額は当時のレートで約580億円といわれました。この事件では、同社の社員が怪しいメールリンクを開いたことでマルウェアに感染したうえ、ホットウォレットでネムを管理しており、送金時の認証方法も不十分であったとされます。これにより仮想通貨の売買や出入れのほか、日本円による出金もできなくなったため、事件を知った顧客の間で大騒ぎとなりました。

11 組織犯罪処罰法違反と電子計算機使用詐欺罪

刑事裁判では、この事件で流出したネムの不正な交換に応じた多数人が、組織犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受罪）で摘発されました（同法11条）。しかし、この時点では、ネムを流出させた犯人が特定できておらず、後述する判決文でも「氏名不詳者」となっています。ところが、流出した仮想通貨を同法の「犯罪収益等」というためには、主犯である氏名不詳者が不正に入手した秘密鍵でネムを移転させた行為について、電子計算機使用詐欺罪（刑246条の2）が成立しなければなりません。なぜならば、秘密鍵の利用が不正アクセス禁止法3条に違反しても、3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金刑であり、組織犯罪処罰法の「犯罪収益（等）」である「長期4年以上の拘禁刑」の罪にあたりませんし、秘密鍵それ自体は、財産上の利益といえないからです（品田・後掲123頁参照）。

第一審および控訴審では、「氏名不詳者」の行為が、電子計算機使用詐欺罪にあたりと認定されました。その結果、被告人らは、ダークウェブ上に開設された交換所で格安に提供されていたネムを、そうした事情を知りつつ、電気通信回線を介して自己の保有するビットコインなどと交換した点で（合計約2360万NEM）、情を知って組織犯罪処罰法2条2項1号の「犯罪行為により得た財産」である犯罪収益等を収受したことになります。

これに対して、弁護士は、「氏名不詳者」がネムを流出させた行為は、①秘密鍵の不正入手という不正アクセス行為の不可罰的事後行為であるとか、②ブロックチェーンは「電子情報処理組織」であって「電子計算機」にあたらないとか、③送信者の権限やその属性は事務処理システムの目的となっておらず、「氏名不詳者」の移転行為は、「虚偽の情報」を与えておらず、ネムを受け取った行為も「犯罪収益等」の收受にあたらないと主張しましたが（同旨、永井・後掲167～168頁）、いずれも斥けられています。

12 「虚偽の情報」とは何か

なるほど、ネム取引のネットワークでは、まず、取引日時や取引数量、送受信アドレス等の情報を、送信元のアドレスに紐づけられた秘密鍵で署名し、それ（トランザクション情報）を送信することにより、ネムを構成するサーバーのいずれかが、送信元に紐づけられた公開鍵を用いて、それが本当に秘密鍵を用いた送信情報であるかを機械的に検証したうえ、特に問題がなければ承認するプロセスを経てブロックチェーンに組み込まれ、それらがネットワーク全体で共有されることとなります。

そこでは、ネムの保有者らによる秘密鍵の厳重な管理を前提としつつ、取引に係るトランザクション情報の整合性を機械的に確認するだけであり、秘密鍵の正規保有者でない者による取引を想定していません。また、電子計算機使用詐欺罪における「虚偽の情報」は、出入力の原因となる経済的・資金的実体が欠ける情報とされる以上、氏名不詳者による移転情報は、「正規の秘密鍵保有者による取引に係る事務処理を行うという目的に照らし、『虚偽の情報』に当たることは明らか」と認定されました（東京地判令和4・3・23刑集78巻3号261頁、東京高判令和4・10・25刑集78巻3号270頁）。弁護士は上告しましたが、最高裁により一蹴されています（最判令和6・7・16刑集78巻3号113頁）。

なお、今崎幸彦裁判官の補足意見によれば、ネムが不特定多数のネットワーク参加者を得ているのは、同システムの取引における静的および動的安全の確保に対し、社会の信頼があるからであって、電子計算機使用詐欺罪という「虚偽の情報」を与えたか否かについては、ネムの利用実態や社会経済上の役割を抜きにして検討するべきでないし、「システム単体としての仕組みや働き等からロジカルに演繹されるものではない」とされます（同旨、前田・後掲6頁など）。

13 「なりすまし」と「適格本人性」

かようにして、仮想通貨の取引では、利用者本人の意思を反映した移転が前提となっており、とりわけ匿名性の高いブロックチェーンにあっては、秘密鍵を入手したという「見かけ上の本人性」ではなく、これを正当に保有する「適格本人性」が重視されることとなります。その意味では、送金指令の内容それ自体の虚偽性は、さほど問題になりません。そもそも、公開鍵および秘密鍵の組み合わせは、なりすましを防ぐためのシステムであって、利用者本人以外の者による送金指令は、当然にシステムの想定外であり、「虚偽」といわざるをえません。

過去にも、クレジットカードを盗んだ犯人が、カードの名義人や暗証番号を冒用する方法で、クレ

ビットカード決済代行業者の使用する電子計算機から電子マネーの利用権をだまし取った場合、当然に電子計算機使用詐欺罪が成立したように（最決平成18・2・14刑集60巻2号165頁）、犯人の送信情報それ自体が正しくても、入力権限のないものが送信すれば、電子計算機使用詐欺にあたるのは当然でしょう。ただし、マウントゴックス社事件では、同じく「虚偽」であっても、電磁的記録不正作出罪が問題となっていました。

資金決済に関する法律（2019年改正法による）

第2条（定義） この法律において「前払式支払手段発行者」とは、次条第6項に規定する自家型発行者及び同条第7項に規定する第三者型発行者をいう。…（省略）…

5 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。…（以下省略）…

第63条の11（利用者財産の管理） 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して、暗号資産交換業の利用者の金銭を、自己の金銭と分別して管理し、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に信託しなければならない。

2 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業の利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、利用者の暗号資産（利用者の利便の確保及び暗号資産交換業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く。）を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。…（以下省略）…

第63条の11の2（履行保証暗号資産） 暗号資産交換業者は、前条第2項に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項、第63条の19の2第1項及び第108条第3号において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、履行保証暗号資産を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。…（以下省略）…

14 2019年の資金決済法の改正——仮想通貨から暗号資産へ

2019（令和元）年、仮想通貨の名称が「暗号資産」に変わりました（令和元年法律第28号）。具体的には、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」により資金決済法を改正して、従来の仮想通貨を「暗号資産」と命名しています（2020年5月1日施行）。なぜ仮想通貨でなくなったのでしょうか。立法理由によれば、現在、各種の暗号資産（仮想通貨）は、値動きの激しい投資対象として、もはや支払手段ではなくなったからとされます（下記の図を参照）。特にビットコインには、2100万枚という発行枚数の上限があるため、

価格変動によって高いリターンが期待できることから、その特性を利用した金融商品が次々と開発されました。

そもそも、「仮想通貨」という名称では、既存の法定通貨と同じという誤解が生じやすいだけでなく、G20などの国際会議でも「暗号資産」の用語が使われていました。そこで、資金決済法や金融商品取引法を改正して、「仮想通貨」から「暗号資産」に名称を変更したわけです。ただし、金融商品取引法に規定した電子債権とは異なるため、後述する「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く」と注記されました。



15 利用者の財産管理と履行保証の暗号資産

また、2019年の法改正では、暗号資産の交換業者に対して、業務の円滑な遂行等に必要なもの（顧客から預かる暗号資産全量の5%を上限）を除き、定められた方法により、利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別管理するように義務づけています（資金決済法63条の11第2項前段）。しかも、交換業者は、顧客の暗号資産を信頼性の高い方法で管理しなければなりません（なお、暗号資産交換業者に関する内閣府令27条1項1号参照）。こうした規制は、上記の流出事件において、第三者の不正アクセスにより、ホットウォレットで管理する暗号資産が流出したことに起因します。

また、利用者の暗号資産の移転に必要な秘密鍵（条文中の「交換業の円滑な遂行を図るために必要なもの」）は、可能な限り、インターネットワークから独立したコールドウォレットで管理することになります（資金決済法63条の11第2項後段、暗号資産交換業者に関する内閣府令27条3項1号）。

そのほか、今回の法改正では、顧客の暗号資産を管理したり、利用者の指図で指定のアドレスへ暗号資産を移転させたりする業務も、暗号資産交換業に含まれました。さらに、利用者の金銭の管理方法も厳格化されており、金銭信託に限られます。

金融商品取引法（2019年改正法による）

第2条（定義） この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。…（省略）…

2 前項第1号から第15号までに掲げる有価証券、同項第17号に掲げる有価証券（…省略…）及び同項第18号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに前項第16号に掲げる有価証券、同項第17号に掲げる有価証券（…省略…）及び同項第19号から第21号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（…省略…）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、電子記録債権（…省略…）のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（…省略…）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。…（省略）…

七 特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利 …（省略）…

24 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。…（省略）…

三の二 暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。） …（以下省略）…

第2条の2（金銭とみなされるもの） 暗号資産は、前条第2項第5号の金銭、同条第8項第1号の売買に係る金銭その他政令で定める規定の金銭又は当該規定の取引に係る金銭とみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）の規定を適用する。

16 2019年の金融商品取引法の改正

上述した2019年の情報通信関連立法では、金融商品取引法も改正されています。暗号資産も金融商品の中を含めることで（金商法2条24項）、従前は、同法の適用対象外であった暗号資産を原資産としたデリバティブ取引に対しても、金融商品取引法の規制が及ぶこととなります。実際、法改正前には、国内の暗号資産取引の約8割を占める証拠金取引が、同法の規制対象となっておらず、暗号資産の投機性をいたずらに助長したり、詐欺的行為やずさんな計画に基づく事件が多発したりするなど、過剰流動性による新たなリスクが発生したとされます（小澤＝増田＝澤井＝奥田＝岡村＝中条・後掲6頁以下など参照）。

つぎに、金融商品取引法では、収益分配を受ける権利を有する者が出資した暗号資産についても、

これを金銭とみなして、同法の規定を適用することになりました（金商法2条の2）。法改正前は、ICOの発行に際して出資・拠出された暗号資産が、同法の適用対象になるかが不明確であったからです。ICOとは、後述するように、企業の資金調達に使われるため、金融商品取引法の集団投資スキームといえますが、これらの法改正により、同法の目的である、金融商品等の取引の公正確保および資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成を図ることが可能になりました（松尾・後掲8頁）。

17 金融商品取引法の「電子記録移転権利」

また、2019年の金商法改正では、新たに「電子記録移転権利」という考え方が導入されました（金商法2条2項）。「電子記録移転権利」とは、収益分配を受ける権利等のうち、電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものであり、かつ、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される権利のことで、同法の「電子記録移転権利」にあたるかどうかは、実際に発行された電子的な有価証券の性質によって異なりますが、これに該当する場合には、株式や債券等と同じ「第1項有価証券」に分類されます。

具体的には、上述したThe DAO事件で問題になったICOによる資金調達が挙げられるでしょう。ICOとは、企業がブロックチェーン技術等を用いて電子的な有価証券（トークン）を発行する方法で、投資家から資金を調達する行為の総称です。有価証券の性質を有するデジタルデータは、STO（セキュリティトークン）と呼ばれることもあります。これらは、上述した「電子記録移転権利」または「電子記録移転有価証券表示権利等」に分類されます。

金融商品取引法（2019年改正法による。ただし、2020年5月1日施行）

第185条の22（不正行為の禁止） 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暗号等資産の売買（…省略…）その他の取引又はデリバティブ取引等（…省略…）について、不正の手段、計画又は技巧をすること。
- 二 暗号等資産の売買その他の取引又は暗号等資産関連デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。
- 三 暗号等資産の売買その他の取引又は暗号等資産関連デリバティブ取引等を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること。

2 第157条の規定は、暗号等資産関連デリバティブ取引等については、適用しない。

第185条の23（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止） 何人も、暗号等資産の売買その他の取引若しくは暗号等資産関連デリバティブ取引等のため、又は暗号等資産等（…省略…）の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

2 第158条の規定は、暗号等資産関連デリバティブ取引等及び暗号等資産等については、適用しない。

第185条の24（相場操縦行為等の禁止） 何人も、暗号等資産の売買、市場デリバティブ取引（…省略…）又は店頭デリバティブ取引（…省略…）のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる目的その他のこれらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。

一 権利の移転を目的としない仮装の暗号等資産の売買、暗号等資産関連市場デリバティブ取引（…省略…）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（…省略…）をすること。

二 金銭の授受を目的としない仮装の暗号等資産関連市場デリバティブ取引（…省略…）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（…省略…）をすること。

三 暗号等資産関連オプションの付与又は取得を目的としない仮装の暗号等資産関連市場デリバティブ取引（…省略…）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（…省略…）をすること。 …（以下省略）…

18 暗号資産取引に係る不公正取引の禁止

現在、暗号資産の取引をめぐるのは、風説の流布や価格操作などの不公正取引の噂が絶えません。そこで、2019年の金融商品取引法改正により、暗号資産を用いたデリバティブ取引についても、不公正な行為を禁止する規定が整備されました。具体的には、一般規定である不正行為の禁止（金商法185条の22）、風説の流布・偽計・暴行又は脅迫の禁止（金商法185条の23）、相場操縦行為等の禁止（金商法185条の24）です。

暗号資産（後の暗号等資産）は、当初、支払決済手段として資金決済法に規定されましたが、現在では、価格変動のリスクが大きいため、主に投資対象とされています。しかも、暗号資産取引の公正さや透明性を確保するうえで、ブロックチェーン技術による裏付けがあるだけで、強制通用力もなく、法定通貨のような特定の管理主体が存在しないため、不公正な行為を厳しく規制することで、その信用力を維持しなければなりません。

もっとも、実際に不正行為をする者は、資金決済法上の暗号資産交換業者だけではありません。そこで、行為の主体を限定することなく「何人も…してはならない」となっています（近藤光男ほか・後掲1148頁以下）。他方、暗号資産については、一般の取引相場を前提とした法規制が妥当しない場合も想定されるため、新たに「第6章の3 暗号資産の取引等に関する規制」を追加したわけです（なお、松尾・後掲8頁参照）。

19 2020年および2022年の資金決済法改正

2020（令和2）年には、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」により、海外送金を含むキャッシュレスサービスの多様化に向けて、資金移動業者を三つの区分に分ける資金決済法の改正がありました（令和2年法律第50号）。さらに、2022（令和4）年には、FATFの勧告を受けて、犯罪収益移転防止法が改正されること

で、当該資金の移転元と移転先に係る本人の特定など、マネーロンダリング対策が強化されています（令和4年法律第97号）。具体的には、交換業者が暗号資産の移転時に送付依頼人や受取人の情報を、相手方の暗号資産交換業者に通知する義務（トラベル・ルール）が課せられました。

そのほか、2022年の法改正では、従来の暗号資産とは異なり、法定通貨などを裏付けとした電子決済手段（ステーブルコインなど）についても、マネーロンダリング規制が導入されています。ステーブルコインとは、主に企業が発行する暗号資産（仮想通貨）の一種であり、多くの発行主体が、現金のドルや短期米国債といった裏付け資産を保有しており、コインの価値がドルと連動する仕組みになったものです。なお、これらの改正にともない、暗号資産の定義規定は、資金決済法2条5項から同法2条14項になりました。他方、金融商品取引法では、同法2条24項3の2により「暗号等資産（資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産又は同条第5項第4号に掲げるもののうち投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるものをいう…省略…）」が、同法の金融商品の中に列挙されました。

20 FTX Trading Limited破綻事件とDMM Bitcoin事件

2022（令和4）年11月、暗号資産交換業者および金融商品取引業者である、FTX Trading Limited（本社：バハマ）が破綻しました。その際、子会社であるFTX Japanに対して、金融商品取引法の規定により（同法56条の3）、資産の国内保有命令を含む行政処分が発出されています。この事件では、上記の行政処分によって同社の資産が国外に流出するのを防止できましたが、もっぱら暗号資産の現物を取り扱う事業者が破綻した場合、当時の資金決済法には、国内保有命令の規定がなかったため、資産の国外流出を防止できない状態でした。

また、2024（令和6）年5月には、DMM Bitcoinから4502.9BTC（約482億円相当）に上るビットコイン（BTC）が不正に流出するという事件がありました。交換業者の説明によれば、利用客の資産の95%以上をコールドウォレットに保管していたようですが、同年9月26日の金融庁の業務改善命令では、システムリスクの管理権限を一部の人間に集中させたり、外部ウォレットの導入にともなう流出リスクについて十分に吟味しなかったり、暗号資産の移転に必要な秘密鍵についても、一括して管理しているなどの不備が指摘されています。

21 2025年の資金決済法改正

そこで、2025（令和7）年の資金決済法改正（令和7年法律第66号）では、暗号資産交換業者が破綻した場合にあって、利用者に返還する資産の国内保有命令の制度が創設されました（同法63条の16の2）。これにより、破綻した交換業者の国内にある資産の流出を防止できるようになりました。ステーブルコインなどの電子決済手段等を取り扱う業者についても、同様の規制が導入されています（同法62条の21の2）。また、利用者保護やマネーロンダリング対策として、商品やサービスの取引に関与しない者がおこなうクロスボーダー収納代行も、資金移動業として規制することになりました

(同法2条の2第2号)。

このようにして、暗号資産を始めとするデジタル決済手段等に係る法規制は、新たな金融商品が誕生したり、不正流出などの問題が顕在化したりして、従前の法規制では対応できなくなるたびに、資金決済法や金融商品取引法を改正してきました。その過程では、金融分野のイノベーションを阻害しないように、当初は緩やかな規制であったものが、上述したトラブルに対処する逐次改正の結果として、複数の法令をまたぐ規制となっており、一般人には理解が難しいところです（竹内・後掲62頁参照）。しかも、国際的な立法動向が流動的であるため、暗号資産を取り扱う事業者も、常に最新の法規制や国内外の動向を注視して、新たな法規制に対応できるような体制をしておかねばなりません。

コラム コインハイブ事件

暗号資産（仮想通貨）が関係した刑事事件として、有名なコインハイブ事件があります。この事件では、犯人自らが運営するウェブサイトの閲覧者に暗号資産のマイニング作業をおこなわせる目的で、サーバーコンピュータ上に保管した当該プログラムコードを、こっそりと閲覧者のパソコンに「仕込む」行為が問題となりました。最高裁によれば、不正指令電磁的記録に関する罪（刑168条の2以下）は、一般の閲覧者からみた「反意図性」だけでなく、社会的にも許容されない不正なプログラムでなければならず、本件プログラムは、パソコンに及ぼす影響が少ないため、不正指令電磁的記録にあたらぬとされました（最判令和4・1・20刑集76巻1号1頁）。

参考文献

- (1) 学説等 武内斉史「仮想通貨（ビットコイン）の法的性格」NBL1083号（2016年）10頁以下、湯山壮一郎ほか『『情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律』の解説②—資金決済法および電子記録債権法等に係る改正の概要等』NBL1079号（2016年）68頁以下、森下哲朗「FinTechと法的課題」法学教室440号（2017年）54頁以下、森下哲朗＝増島雅和「〔対談〕仮想通貨を巡る法的課題」ジュリスト1504号（2017年）ii頁以下、楠正憲「Zaifからの仮想通貨流出—仮想通貨交換業者はアンコントローラブル？」情報処理（情報処理学会）59巻12号（2018年）1066頁以下、末廣裕亮「仮想通貨の法的性質」法学教室449号（2018年）52頁以下、赤羽喜治「分散台帳技術とは何か」ジュリスト1529号（2019年）14頁以下、森下哲朗「分散台帳技術と金融取引」ジュリスト1529号28頁以下、和田俊憲「Mt.Gox 刑事事件の分析」慶應法学42巻（2019年）455頁以下、松尾元信「暗号資産に関する資金決済法、金融商品取引法等の改正」金融法務事情2119号（2019年）6頁以下、宇根正志「暗号資産における取引の追跡困難性と匿名性：研究動向と課題」金融研究（日本銀行金融研究所）38巻3号（2019年）127頁以下、小澤裕史＝増田雅史＝澤井俊之＝奥田美希＝岡村健史＝中条咲耶子「金融商品取引法の一部改正の概要」商事法務2204号（2019年）4頁以下、加藤貴仁「暗号資産に関する新たな法規制」ジュリスト1540号（2020年）62頁以下、鈴木善計＝小澤裕史＝大野由希＝荒井伴介「暗号資産に関する資金決済法及び金融商品取引法等の改正」時の法令2092号（2020年）4頁以下、和田俊憲「Mt.Gox事件第1審判決」法学教室472号（2020年）139頁、前田雅英「MTGOX虚偽データ事件—ビットコインと私電磁的記録不正作出」Westlaw Japan文献番号2021WLJCC001、原謙一「仮想通貨（暗号資産）取引所の破産手続において同取引所の顧客が主張するビットコイン返還請求権につき判示した事例（東京地裁平成30年1月31日判決）」西南学院大学法学論集53巻2＝3号（2021年）349頁以下、神田秀樹「二一

世紀の六大課題と金融法制」書齋の窓684号（2022年，有斐閣）2頁～3頁，金融庁「説明資料・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」（2022年3月），寺島滉希「資金決済法等改正案をめぐる国会論議」立法と調査448号（2022年）84頁以下，荒川雅行「暗号資産と刑事規制—その予備的考察」法と政治73巻1号（2022年）17頁以下，照沼亮介「暗号資産と『財産権』の意義」上智法学論集66巻1＝2＝3号（2022年）1頁以下，山沖義和「資金決済法・金融商品取引法の改正経緯から紐解くデジタル決済手段（暗号資産類似）等の定義と注目点」SBI金融経済研究所所報4号（2023年）5頁以下，竹内辰介「令和元年改正資金決済法の『暗号資産』の定義規定の考察」筑波法政91号（2023年）41頁以下，藤井健司・新金融リスク管理を変えた大事件20（2023年，金融財政事情研究会）457頁以下，増島雅和＝堀天子編著・暗号資産の法律（第2版，2023年，中央経済社）1頁以下，内海朋子「暗号資産に対する，マネー・ロンダリング規制に関するEUの動向とドイツ法」EU法研究14号（2023年）86頁以下，近藤光男＝石田眞得編著・事例体系金融商品取引法（2024年，弘文堂）17頁以下，1034頁以下，1111頁以下，金融庁「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案・説明資料」（2025年3月），金融庁「ディスカッション・ペーパー・暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」（2025年4月10日），皆川純子「資金決済法改正案」立法と調査475号（2025年）88頁以下，永井善之「不正に入手した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEMの移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為が刑法246条の2にいう『虚偽の情報』を与えたものとされた事例」新・判例解説Watch vol.36（2025年）165頁以下，品田智史「暗号資産の移転と電子計算機使用詐欺罪における『虚偽の情報』の意義」令和6年度重要判例解説（2025年）122頁以下など。

- (2) **新聞記事** 朝日新聞2019年5月31日朝刊，読売新聞2022年6月4日朝刊，読売新聞2022年11月16日朝刊，朝日新聞2025年7月8日朝刊，朝日新聞2025年7月9日朝刊，読売新聞2025年7月19日朝刊，朝日新聞2025年8月6日朝刊，読売新聞2025年9月29日朝刊など。
- (3) **議事録** 第198回国会・衆議院財務金融委員会議録13号・令和元年5月15日，第198回国会・衆議院財務金融委員会議録14号・令和元年5月17日，第198回国会・衆議院本会議録25号・令和元年5月21日，第198回国会・参議院本会議録22号・令和元年5月31日など。